利益の処分に関する書類（案）

（単位：千円）

Ⅰ　当期未処分利益		554,721
当期総利益	554,721	
Ⅱ　利益処分額		
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		
教育研究の質の向上・組織運営改善積立金	554,721	554,721

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成22年４月１日～平成23年３月31日）

（単位：千円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	12,423,777		
一般管理費	572,537		
雑損			
財務費用	22		
雑損	2,261	12,998,598	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△　4,296,646		
入学料収益	△　654,970		
検定料収益	△　172,711		
受託研究等収益	△　480,294		
受託事業等収益	△　90,621		
寄附金収益	△　124,680		
財務収益	△　316		
雑益	△　161,775		
資産見返寄附金戻入	△　111,499		
臨時利益	△　2,047	△　6,095,564	
業務費用合計			6,903,034
Ⅱ　損益外減価償却相当額			
損益外減価償却相当額	1,084,806		1,084,806
Ⅲ　損益外減損損失相当額			
損益外減損損失相当額	—		—
Ⅳ　損益外利息費用相当額			
損益外利息費用相当額	3,619		3,619
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			
損益外除売却差額相当額	53		53
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			5,489
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△　94,195
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	37,182		
政府出資の機会費用	491,107		528,289
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト			8,431,097

＜重要な会計方針＞

当事業年度より、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成23年１月14日改訂）」及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省　日本公認会計士協会　平成23年２月15日最終改訂）」を適用している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用している。

特殊要因運営費交付金のうち退職一時金　・・・　費用進行基準
特殊要因運営費交付金のうち上記以外　・・・　業務達成基準
文部科学省が指定する特別運営費交付金　・・・　業務達成基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	２～50年
構築物	２～50年
機械装置	２～14年
工具、器具及び備品	２～20年
車両運搬具	２～７年

なお、受託研究収入によって購入した固定資産は、研究期間を耐用年数としている。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置がされない職員への賞与の支払いに備えるため、当該職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。